

出 資 金 規 則

（総 則）

第1条 この規則は、定款に定められた範囲内において、出資金に関する取扱いを定めるものです。

（出資金）

第2条 出資金の取扱いは、定款によって行い、事務取扱い上、加入、増資、減資とも原則として1口（500円）を単位として取扱うものとします。

- 2 出資配当金、利用分量割戻金の出資振替えの取扱いは別に定めます。出資振替えなどで発生する1口未満の金額については、組合員からの預り金として取扱うものとします。

（加 入）

第3条 加入は、申込書に出資金を添えて、店舗・センターに申し込んでいただきます。

- 2 加入時の出資金は、1口以上とします。
- 3 出資金（現金）と引換に、必ず「預り証」をお受取り下さい。

（コープカードの交付）

第4条 コープカードは、加入申込み時に交付します。

（増 資）

第5条 増資は、申込書に増資のための現金を添えて、店舗・センターに申し込んでいただきます。手続き方法は、加入手続きと同様です。必ず「組合員番号」が必要なので「コープカード」を提示して下さい。

- 2 増資金（現金）と引換に、必ず「預り証」をお受取り下さい。

（家庭班員・一般組合員の積立増資）

第6条 家庭班員・一般組合員の積立増資は、金額と回数を登録していただきます。

- 2 1回の金額は、500円（1口）以上で500円単位です。
- 3 生協は、「組合員番号」が入った「（積立）増資申込書」を交付します。
- 4 第5条、第6条の増資の日付は、受付の日とします。
- 5 増資金（現金）と引換に、必ず「預り証」をお受取り下さい。

（宅配班員の積立増資）

第7条 宅配班員の積立増資は、OCR用紙の増資欄で登録していただきます。

- 2 1回の金額は、100円以上で100円単位です。
- 3 増資金額は、宅配代金の請求とあわせて請求いたします。
- 4 増資の日付は、口座引落日または支払われた日とします。
- 5 中途での積立中止、金額の変更などはOCR用紙によって行います。

（減資・減口）

第8条 減資の払出しは、定款の規定によって行い、銀行振込または郵便振込によって

お渡しします。希望される方には、現金書留で郵送することもできます。

- 2 減資は、店舗・センターに「減資申込書」で申し込んでいただきます。必ず「コープカード」と本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証または健康保険証など）を閲覧させていただきます。
- 3 減資のお申込みの受付期間は１６日から翌月１５日までとし、お渡しする日は月末（金融機関が休みの場合は前営業日）とします。
- 4 生協債を購入されている組合員は、債券額の１０分の１以上の出資金を残していただきます。
- 5 減資の日付は、振込日または送金日とします。

（脱 退）

第９条 脱退は、定款の規定によって行い、店舗・センターに「脱退申込書」に「コープカード」を添えて申し込んでいただきます。必ず、本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証または健康保険証など）を閲覧させていただきます。

- 2 出資金の払出しは、本人が「脱退申込書」に記入して指定した銀行振込または郵便振込によってお渡しします。希望される方には、現金書留で郵送することもできます。出資金の払出し期日は下記の通りです。
 - 1) 宅配利用の組合員は、最終利用分を含む全ての支払い（口座引落日または現金入金日）後、３０日以内
 - 2) 上記以外の組合員は、受付日から３０日以内
- 3 脱退の日付は、振込日または送金日とします。

（コープカードの再交付、変更）

第１０条 お名前、住所、電話番号など、生協に登録されている事項が変わった場合には「変更申込書」に「コープカード」を添えて生協にお届け下さい。必ず、本人であることが確認できる、公的に発行された文書（運転免許証または健康保険証など）を閲覧させていただきます。

- 2 コープカードを紛失したときは、生協に直ちに連絡し再交付の手続きをして下さい。
- 3 紛失や諸事項の変更のお届けがない場合、それによる不利益について、生協は責任を負いかねます。
- 4 紛失、汚破損などの再交付については、手数料（３００円）をいただきます。

（コープカードの追加）

第１１条 コープカードの家族用追加交付の場合、本人または同居家族が店舗・センターに「コープカード交付申込書」に記入し、本人であることが確認できる公的に発行された文書（運転免許証または健康保険証など）を添えて申し込んでいただきます。手数料（３００円）をいただきます。

(譲渡禁止)

第12条 コープカードを質入または他人に譲渡することはできません。

(事務)

第13条 コープカードの再交付などの取扱いは、店舗では原則として即日発行が可能です。またその他の事業所では年末年始・年度末を除いて7日間から14日間の事務期間が必要です。

- 2 減資・脱退の場合の、銀行または郵便局への振込手数料および現金書留郵送料ならびにコープカードの交付・再交付の郵送料は、生協が負担します。ただし、手続きの不備等により振込や郵送がやり直しとなった場合の手数料等は組合員の負担とします。

(出資配当金)

第14条 出資配当金は、定款第76条により、総代会で決定します。

(出資配当金等の出資金振替)

第15条 出資配当金および利用分量割戻金は、総代会開催日の日付で、各自の出資金に振替えます。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会が行います。

(附 則)

この規則は、1998年 5月11日制定、施行します。

2001年 6月11日一部改訂（第8条第3項の期間等）

2010年 6月10日一部改訂（第8条第4項）

2022年 7月 5日一部改訂（加入出資口数の変更）

2022年 9月 6日一部改訂（コープカードの導入）

2025年 8月 8日一部改訂（加入）第3条2項の条文変更